

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">道路工事施行承認申請書</p> <p style="margin: 0;">新規・変更 (三振地第 号) 令和 年 月 日)</p>																																									
<p>新潟県三条地域振興局長 様</p>																																									
	<p>住所 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>担当者(連絡先)氏名 _____</p> <p>電話() _____</p>																																								
<p>道路法第24条の規定により申請します。</p>																																									
工 事 の 目 的	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">(公共用・営業用・家庭用・その他)</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>	(公共用・営業用・家庭用・その他)																																							
(公共用・営業用・家庭用・その他)																																									
工 事 内 容	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">舗装</td> <td style="width: 10%;">m²</td> <td style="width: 15%;">側溝</td> <td style="width: 10%;">m</td> <td rowspan="5" style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">工 事 方 法</td> <td style="width: 45%;">(直営・請負)</td> </tr> <tr> <td>管渠</td> <td>m</td> <td>盛土</td> <td>m³</td> <td>住所</td> </tr> <tr> <td>切土</td> <td>m³</td> <td>擁壁</td> <td>m</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>溝橋</td> <td>ヶ所</td> <td></td> <td>m²</td> <td>担当者</td> </tr> <tr> <td>函渠</td> <td>ヶ所</td> <td></td> <td>m</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>歩車道ブロック取はずし</td> <td></td> <td></td> <td>m</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">工 予 算 事 額</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">工 期</td> <td>令和 年 月 日から</td> </tr> <tr> <td>その他 ()</td> <td></td> <td></td> <td>m</td> <td>令和 年 月 日まで</td> </tr> </table>	舗装	m ²	側溝	m	工 事 方 法	(直営・請負)	管渠	m	盛土	m ³	住所	切土	m ³	擁壁	m	氏名	溝橋	ヶ所		m ²	担当者	函渠	ヶ所		m	電話	歩車道ブロック取はずし			m	工 予 算 事 額	工 期	令和 年 月 日から	その他 ()			m	令和 年 月 日まで		
舗装	m ²	側溝	m	工 事 方 法	(直営・請負)																																				
管渠	m	盛土	m ³		住所																																				
切土	m ³	擁壁	m		氏名																																				
溝橋	ヶ所		m ²		担当者																																				
函渠	ヶ所		m		電話																																				
歩車道ブロック取はずし			m	工 予 算 事 額	工 期	令和 年 月 日から																																			
その他 ()			m			令和 年 月 日まで																																			

申請書添付書類 (該当数字を○印で囲むこと。)

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| 1. 工事場所の位置図 | 8. 地下埋設物等の図書及び調書 |
| 2. 工事場所の平面図 | 9. 隣接の土地の所有者等利害関係人の同意書 |
| 3. 工事の場所の横断面図、縦断面図及び構造図 | 10. 帰属承諾書 |
| 4. 構造設計計算書 | 11. 損害賠償責任負担請求書 |
| 5. 事業計画概要書 | 12. 土地交換申請書 |
| 6. 施行計画書 | 13. 予算議決書の写し(地方公共団体等) |
| 7. 他の官公署の許認可書の写し又は確認書の写し | 14. 現地の状況を示す写真 |
| | 15. その他必要な書類 |

注) 変更の場合にあっては1、変更の理由書及び2から15までで変更事項に関するもののみとすることができる。

留 意 事 項

1. 工事に着手しようとするときは、3日前(道路の通行の禁止又は制限を伴う場合は14日前)までに着手届に道路交通法第77条の規定による許可書の写しを添えて提出し、工事を施行するための指示を受けること。
2. 工事に伴う危険防止のため、新潟県道路工事承認規則(以下「規則」という。)に基づき保安上必要な措置を講ずること。
3. 工事は、規則に定める方法で施行すること。
4. 工事の施行により他に損害を与えた場合は、承認工事者の責任と負担において処理すること。
5. 承認を受けた工事の目的、内容及び工事の期間等を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書に関係書類を添えて提出し、承認を受けること。
6. 住所又は氏名を変更したときは、速やかに住所氏名変更届を提出すること。
7. 承認工事者の一般承継人は、その権利の承継後速やかに承継届に承継の原因を証明する書類を添えて提出すること。
8. 上記5から7までの事項以外の事項を変更しようとするときは、そのつど届け出て、指示を受けること。
9. 上記7以外の理由で、承認工事者の地位を承継しようとする者は、承認工事者と連名で地位承継承認申請書に承継の原因を証明する書類を添えて提出し、承認を受けること。
10. 当該工事に起因して道路の区域変更が必要となる道路の付替工事等を施行した場合は、工事完了後指示に従い、道路敷地と他の土地との境界にコンクリート杭を設置すること。
11. 工事が完了した場合は、直ちに完了届兼引渡書に関係書類を添えて提出し、検査を受けること。

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">道路工事施行承認書</p>	
<p>新潟県三振地第 号 令和 年 月 日</p>	
<p>上記申請の道路工事の施行について、下記条件を付して承認します。</p>	
<p>新潟県三条地域振興局長</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 2. その他の条件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 検査完了後 年以内に、工事に起因して路面が補修を要する状態になった場合は、承認工事者の負担において施行すること。 (2) 明らかに乗入口の利用形態により必要になったと認められる乗入口部分の維持補修は、承認工事者の負担において施行すること。 	

付 記

1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県知事に対して審査請求をすることが出来ます。
ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて
(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。